明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○農薬を登録した件
（農林水産二二七七～二二七九）　一
○農薬を再登録した件（同二二八〇）　四
○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件
（国土交通一二八〇～一二八九）　四
○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件
（同一二九〇、一二九一）　五
○指定装置の指定製作者等の氏名又は名称及び住所を変更する旨届出があった件（同一二九二）　八
○小型特殊自動車の型式を認定した件
（同一二九三～一三一八）　八
○小型特殊自動車について製作廃止の届出があった件（同一三一九）　八
○指定自動車の指定製作者等の住所を変更した件（同一三二〇）　八
○小型特殊自動車の製作者の氏名又は名称及び住所を変更する旨届出があった件（同一三二一）　八
○検査対象外軽自動車の型式を認定した件（同一三二二）　八
○特定装置の名称及び型式を変更した件（同一三二三）　八

〔人事異動〕
内閣府　一
〔公告〕
諸事項　一
官庁
基本測量関係事項関係　一
裁判所
破産、免責、再生関係　一
特殊法人等
独立行政法人酒類総合研究所平成二十七年度財務諸表、国立研究開発法人科学技術振興機構入札、独立行政法人都市再生機構、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　一
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達、農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係　一
会社その他
会社決算公告　一

告示

○農林水産省告示第二千二百七十七号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第三項の規定により、平成二十八年九月七日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十八年十一月十四日

農林水産大臣　山本　有二

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23821	クロラントラニリプロール・トリシクラゾール粒剤	アドニス箱粒剤	東京都千代田区神田錦町三丁目7番地1　日産化学工業株式会社　取締役社長　木下小次郎
23822	ペントキサゾン粒剤	ホクコーメテオジャンボ	東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　中島喜勝

○農林水産省告示第二千二百七十八号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第三項の規定により、平成二十八年九月十六日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十八年十一月十四日

農林水産大臣　山本　有二

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23823	フルオピラム水和剤	ホクサンオルフィンフロアブル	北海道北広島市北の里27番地4　ホクサン株式会社　取締役社長　氏家薫

○農林水産省告示第二千二百七十九号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第三項の規定により、平成二十八年九月二十一日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十八年十一月十四日

農林水産大臣　山本　有二

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23824	ターバシル・フルミオキサジン粒剤	モーカレタ粒剤	東京都中央区日本橋小網町1番8号　住化グリーン株式会社　代表取締役　板東敏夫
23825	ターバシル・フルミオキサジン粒剤	クサノンＥＸ粒剤	東京都中央区日本橋小網町1番8号　住友化学園芸株式会社　代表取締役社長　辻寛和

○農林水産省告示第二千二百八十号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第三項の規定により、次の農薬を再登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十八年十一月十四日

農林水産大臣　山本　有二

1．登録番号、農薬の名称並びに製造者又は輸入者の氏名及び住所

平成28年10月6日付けをもって再登録したもの

登録番号	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
21361	トスパック	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　代表取締役　上園孝雄

平成28年10月8日付けをもって再登録したもの

登録番号	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
7184	ホストキシン小型錠剤	埼玉県三郷市中央三丁目1番地5　デゲシュ・ジャパン株式会社　代表取締役　有明京子
7185	ホストキシン	〃